

第 2 5 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午後 4 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 25 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 2 号 買入協議の要請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 議案第 4 号 農業委員会の令和 6 年度の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について

事務局出席者	事務局長	山本 篤
	農地係主査	森川 真由美

議長 これより、第 25 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は **1 2 名**でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 1 4 条の規定により議長において指名いたします。1 番 武良 委員、
2 番 南 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 25 回南幌町農業委員会総会は、
5 月 2 9 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 25 回南幌町農業委員会総会は、5 月 2 9 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和 7 年 4 月 2 5 日、第 24 回農業委員会総会を開催した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 **日程第 4** 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について。

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を
求める。

令和7年5月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規
定による通知につきましては、11件でございます。

1件目の賃貸人は、〇〇〇〇〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町〇
町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町
〇〇〇番の〇、畑で23, 842㎡他計5筆ございまして、
94, 416㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇日
でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇
〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で1, 650㎡他計10筆ございまして、174, 627㎡とな
り、賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

3件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。土地に
つきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2, 726㎡他
計9筆ございまして、73, 769㎡となり、賃貸借の合意解約日
は、令和7年5月〇〇日でございます。

4件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につ
きましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、
田で34, 982㎡他計2筆ございまして、80, 146㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

5件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で5, 005㎡他計4筆ございまして、87, 329㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

6件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地に

つきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で33, 410㎡他計2筆ございまして、40, 061㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

7件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇
〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地
につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で13, 438㎡
となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

8件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇
〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地
につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で1, 609㎡他計2筆ございまして、21, 660㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇日でございます。

9件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。賃
借人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。土地につきまし
ては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で24, 822㎡他計3筆
ございまして、64, 128㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令
和7年5月〇〇日でございます。

10件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇 〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。土地
につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 483㎡
他計7筆ございまして、133, 916㎡となり、賃貸借の合意解
約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

11件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で4, 903㎡他計3筆ございまして、85, 797㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和7年5月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第5 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同条第2項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。

令和7年5月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、8件でございます。

1件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、雑種地で598㎡他計5筆ございまして、62,946㎡となります。

2件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で293㎡他計6筆ございまして、73,265㎡となります。

3件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5,005㎡他計7筆ございまして、169,885㎡となります。

4件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇

〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で33, 410㎡他計3筆ございまして、57, 330㎡となります。

5件目の買入申出者は、空知郡南幌町西町〇丁目〇番〇号、〇
〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で1, 609㎡他計3筆ございまして、35, 098㎡となります。

6件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇
〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で24, 822㎡他計3筆ございまして、64, 128㎡となります。

7件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で1, 483㎡他計7筆ございまして、133, 916㎡となります。

8件目の買入申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で4, 903㎡他計3筆ございまして、85, 797㎡となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提
案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画（案）の要請について議決を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、北海道農業公社からの所有権移転が 1 件です。

整理番号 7 の 5 の 1 の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で 23, 842 m²他計 5 筆ございまして、94, 416 m²となります。価格につきましては、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、促進計画（案）の内容につきましては、農地中間管理事業に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第 7** 議案第 4 号 農業委員会の令和 6 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 4 号 農業委員会の令和 6 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について。

「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け経営第 2 5 8 4 号）農林水産省経営局長通知に基づき、「農業委員会の令和 6 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況」について議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 4 号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、毎年 5 月末までに前年度の点検・評価を行い、6 月末までに公表するものです。

内容につきまして説明いたします。

I 農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員数 1 2 名、委員の任期は令和 8 年 7 月 1 9 日までとなっております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスに基づいて記載しております。耕地面積については、耕地面積及び作付面積統計の令和 5 年数値に基づき記載しております。次ページにまいります。

II 最適化活動の実施状況。各項目の現状及び課題、並びに目標につきましては、令和 5 年度目標に対する実績成果を記載しています。1 最適化活動の成果目標 （1）農地の集積の実績につきましては、新規集積面積は 0 ha、目標に対する達成状況は 9 7 . 0 パーセントとなっており、点検結果については、担い手の集積率が 9 0 % 以上を超えており、農地中間管理機構と連携して効率

的な集積を図ったとしています。（２）遊休農地の発生防止・解消につきましては、農地の利用状況調査を８月から９月に、農地の利用意向調査を８月に実施し、１１月に調査結果を取りまとめた結果、遊休農地は発生していません。（３）新規参入の促進につきましては、次ページの実績のとおり新規参入者の参入はありませんでしたが、今後も関係機関と連携し、制度を周知しながら進めていくとしています。

２ 最適化活動の活動目標については、実績内容は（１）から（３）に記載のとおりです。目標の達成の評語については、おおむね期待どおりの結果が得られたとしています。次ページをお開きください。

Ⅲ事務の実施状況については、記載のとおりとしています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、本案件が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第４号 農業委員会の令和６年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第 25 回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 25 回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 4 時 5 0 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番